

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成29年11月16日(2017.11.16)

【公開番号】特開2016-168451(P2016-168451A)

【公開日】平成28年9月23日(2016.9.23)

【年通号数】公開・登録公報2016-056

【出願番号】特願2016-127922(P2016-127922)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 0 4 D

【手続補正書】

【提出日】平成29年9月27日(2017.9.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

演出動作を行う演出体を備える遊技機であって、

所定条件の成立により取得された遊技情報に基づいて、遊技者にとって有利な特別遊技を行うか否かを判定する判定手段と、

前記判定手段の判定結果に基づいて、画像表示部にて、複数の図柄を変動表示させた後に前記判定結果を表す態様の複数の図柄で停止表示させる図柄制御手段と、

第1の位置から当該第1の位置とは異なる位置である第2の位置まで前記演出体を移動させる移動手段と、

前記演出体を、第1態様から当該第1態様とは異なる第2態様に変化させる変化手段と、
を備え、

前記複数の図柄の中のいずれかの図柄が停止する際、前記演出体を前記第1の位置から前記第2の位置に移動可能であり、

前記特別遊技が行われないことを報知する態様で前記複数の図柄が停止する場合に、前記演出体を前記第2態様に変化させないと、前記特別遊技が行われることを報知する態様で前記複数の図柄が停止する場合に、前記演出体を前記第2態様に変化させると、
とがあることを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記第1の位置で前記演出体を所定方向に揺動させる第1揺動手段と、

前記第2の位置で前記演出体を前記所定方向とは異なる方向に揺動させる第2揺動手段とを備えることを特徴とする請求項1に記載の遊技機。

【請求項3】

前記演出体は、前記画像表示部に表示される画像を透過させて見せる透過部を有することを特徴とする請求項1または2に記載の遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

上記の目的を達成する本発明は、次のような遊技機として実現される。この遊技機（例えば、パチンコ遊技機100）は、演出動作を行う演出体（例えば、変形部53）を備える遊技機（例えば、パチンコ遊技機100）であって、所定条件の成立により取得された遊技情報に基づいて、遊技者にとって有利な特別遊技を行うか否かを判定する判定手段と、前記判定手段の判定結果に基づいて、画像表示部（例えば、画像表示部114）にて、複数の図柄を変動表示させた後に前記判定結果を表す態様の複数の図柄で停止表示させる図柄制御手段と、第1の位置から当該第1の位置とは異なる位置である第2の位置まで前記演出体（例えば、変形部53）を移動させる移動手段（例えば、左右方向移動部64、ベース部材52）と、前記演出体（例えば、変形部53）を、第1態様から当該第1態様とは異なる第2態様に変化させる変化手段（例えば、上下方向移動部62、変形機構部63）と、を備え、前記複数の図柄の中のいずれかの図柄が停止する際、前記演出体（例えば、変形部53）を前記第1の位置から前記第2の位置に移動可能であり、前記特別遊技が行われないことを報知する態様で前記複数の図柄が停止する場合に、前記演出体（例えば、変形部53）を前記第2態様に変化させないと、前記特別遊技が行われることを報知する態様で前記複数の図柄が停止する場合に、前記演出体（例えば、変形部53）を前記第2態様に変化させると、とがあることを特徴とする遊技機である。

ここで、前記第1の位置で前記演出体（例えば、変形部53）を所定方向に揺動させる第1揺動手段（例えば、左右方向移動部64、ベース部材52）と、前記第2の位置で前記演出体（例えば、変形部53）を前記所定方向とは異なる方向に揺動させる第2揺動手段（例えば、変形部ベース61、左右方向移動部64、ベース部材52）とを備えることを特徴とすることができる。

また、前記演出体（例えば、変形部53）は、前記画像表示部（例えば、画像表示面114）に表示される画像を透過させて見せる透過部（例えば、フロントガラス部530）を有していることを特徴とすることができる。